



令和4年度個人市・県民税のお知らせ

# あなたの税が暮らしを支えています

税務課 ☎(88)9124

市税は、まちづくりを進めていく上で大切な財源です。医療・福祉、学校教育、環境衛生、道路や上下水道の整備など、身近な公共サービスを提供するために、市税は大きな役割を果たしています。今月号では、皆さんの暮らしを支える、個人市・県民税についてお知らせします。

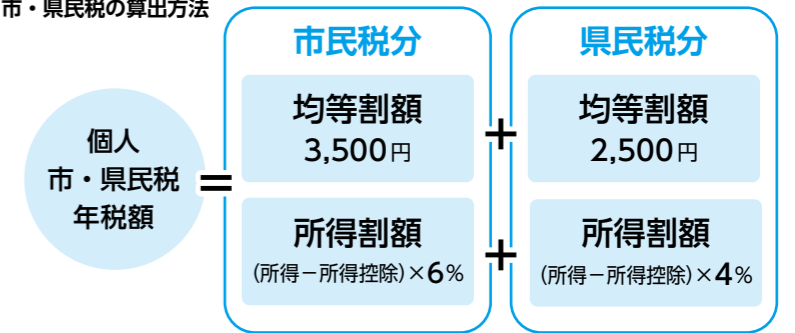
## 税額は均等割額と所得割額の合算

個人の市・県民税は、下の図のとおり、均等割額と所得割額を合算して算出します。**均等割額** 市の行政サービスに要する経費の一部を皆さんが均等に負担するもの  
**所得割額** 前年の所得金額から、社会保険料控除額などを差し引いた金額(課税所得金額)に税率10%を乗じたもの

## 課税基準日は1月1日

令和4年度の納税義務者は、令和3年1月1日から12月31日までに一定の所得があった人で、令和4年1月1

### 市・県民税の算出方法



日に市内在住の人、または、市外在住で市内に事業所や家屋などを持っている人です。

## 納税方法は

### 特別徴収と普通徴収

#### 給与からの特別徴収

会社などの徴収義務者が、給料から個人市・県民税を差し引いて納めます。法令で定

#### 公的年金からの特別徴収

める基準に該当する事業主は、全て特別徴収義務者に指定されます。

全ての公的年金の所得に対する税額は特別徴収の対象となり、年金から徴収されます。公的年金以外の所得があるときは「給与からの特別徴収」または納付書で納める「普通徴収」となります。

#### 普通徴収

※介護保険料が年金から徴収されていない人や、公的年金の受給額が18万円未満の人は対象外

農業や自営業の人、給与や年金から市・県民税を差し引くできない人は、年4回(6月・8月・10月・1月)それぞれ、納付書や口座振替で納期限までに納めます。  
※納税通知書は6月中旬に郵送します。  
納付方法など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

# 安全・安心な水環境を目指して

## 令和4年度水道・下水道事業会計予算

経営課 ☎(63)7118

水道・下水道事業では、水道料金や下水道使用料などを基に、水道水の安定供給と適正な汚水処理を行っています。今月号では、各事業ごとの令和4年度予算をお知らせします。

### 表1 水道事業会計予算

区分	予算額
収益的	収入 19億3,628万円
	支出 19億 536万円
	収支差額 3,092万円
資本的	収入 3億5,577万円
	支出 12億4,515万円
	収支差額 △8億8,938万円

### 表2 水道事業計画

区分	数値
給水人口(人)	67,490
給水件数(件)	28,357
年間総給水量(m <sup>3</sup> )	7,206,749

### 表3 下水道事業会計予算

区分	予算額
収益的	収入 21億6,520万円
	支出 21億3,284万円
	収支差額 3,236万円
資本的	収入 12億 988万円
	支出 19億1,225万円
	収支差額 △7億 237万円

### 表4 下水道事業計画

区分	数値
接続件数(件)	18,119
年間総排水量(m <sup>3</sup> )	4,536,899

## 令和4年度水道事業会計予算

水道事業会計の予算は、施設の維持管理など、事業を営むための「収益的収支」と施設を整備するための「資本的収支」で構成しています。

収益的収支と資本的収支の予算額は表1のとおりです。資本的支出には、西川浄水場の改築や、古くなった水道管の取り替えなどの経費が含まれています。

収益的収支は、本年度の事業計画(表2)を基に編成しており、収支差額は3092万円

- ※1 収益的収支  
施設の運転・管理・修繕など、事業を営むための経費とその財源
- ※2 資本的収支  
施設を建設・整備するための経費とその財源
- ※3 純損失  
消費税および地方消費税額を除く収支差額
- ※4 減価償却費  
施設などの資産価値の目減り分を毎年の費用として計上したものの
- ※5 損益勘定留保資金  
減価償却費など実際の現金支出を伴わない自己財源



安心して使える水は私たちの生活に欠かせません

## 令和4年度下水道事業会計予算

円で、2812万円の純損失<sup>※3</sup>を見込んでいますが、支出の中には、現金支出を伴わない減価償却費<sup>※4</sup>が含まれていますので、資金不足となるものではありません。  
資本的収支の不足額8億8938万円は、減価償却費<sup>※4</sup>などから生じる損益勘定留保資金<sup>※5</sup>などで補てんする予定です。

下水道事業会計の予算も「収益的収支」と「資本的収支」で編成しており、収益的収支と資本的収支の予算額は表3



安全・安心な水を届けています(西川浄水場前処理施設)

のとおりです。資本的支出には、内水排水処理施設の整備や下水道管の布設などの経費が含まれています。  
収益的収支は、本年度の事業計画(表4)を基に編成しており、収支差額は3236万円、1042万円の純損失を見込んでいますが、支出の中には、現金支出を伴わない減価償却費<sup>※4</sup>が含まれていますので、資金不足となるものではありません。  
資本的収支の不足額7億237万円は、減価償却費<sup>※4</sup>などから生じる損益勘定留保資金<sup>※5</sup>などで補てんする予定です。今後も水道・下水道事業の経営健全化や計画性・透明性の確保に努めていきます。

## 軽自動車税の納期限は

# 5.31(火)です



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に登録のある車両の所有者に課税される税金です。新規検査(車検)から13年を経過した車両は、経年重課の税率(標準税率より約20%の増税)が適用されます。

税務課 ☎(88)9124